証明に関する手続を定める件(平成二十五年総務省告示第二百三号)新旧対照表 電気電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、

(傍線の部分は改正部分)

総務大臣

山の行う

## 改 正 案

## (総務大臣の行う証明に係る申請

第一 (略

(証明書の交付)

を記入し、当該申請に係る証明書として申請者に交付するものとする。 は建設をしたものであって、 当該申請に係る電気通信設備が認定計画に従って取得又は製作若しく 次に掲げる事項について確認したときは、 総務大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合にお 手続告示第二項第一号ロに規定する要件を 当該証明申請書にその旨

満たすこと。

の当該 において「サーバー用の電子計算機等」という。 の電子計算機、 を含む。 信業の用に供する新設又は増設をした一の生産等設備 急対策区域以外 (自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を 首都直下地震緊急対策区域内 以下同じ。)を行う申請者にあっては、 以下同じ。)を構成する当該認定計画に記載されたサーバー用 の生産等設備を構成する減価償却資産 非常用電源装置及びルーター又はスイッチ(以下この の地域内に設置された施設を利用して、 に設置された施設及び 当該申請者の特定情報通 (法人税法施行令 )の取得価額の合計額 (発電に係る設備 特定情報通信業 首都直下地震緊 昭 号 和

四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに

、総務大臣の行う証明に係る申 請

現

行

第一 条 (同上)

(証明書の交付)

第二条 いて、 を記入し、当該申請に係る証明書として申請者に交付するものとする 満たすこと。 は建設をしたものであって、 当該申請に係る電気通信設備が認定計画に従って取得又は製作若しく 次に掲げる事項について確認したときは、 総務大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合にお 手続告示第二項第一号ロに規定する要件を 当該証明申請書にその旨

いう。 資産 ら第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額に占める割合 計画に記載されたサーバー用の電子計算機、 生産等設備(発電に係る設備を含む。以下同じ。)を構成する当該認定 又は一部の提供を行う事業をいう。以下同じ。 を利用して、特定情報通信業(自己の電子計算機の情報処理機能の全部 又はスイッチ(以下この号において「サーバー用の電子計算機等」と 東京圏内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設 当該申請者の特定情報通信業の用に供する新設又は増設をした一の (法人税法施行令 )の取得価額の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却 (昭和四十年政令第九十七号) 非常用電源装置及びル )を行う申請者にあって 第十三条第一号か ータ

第四条 (略)	(証明の取消し)	第三条 (略)	(証明書の記載事項の変更に係る申請)	除く。)であること。	該サーバー用の電子計算機等の取得価額の合計額が五億円未満のものを	限る。)の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの(当
第四条 (同上)	(証明の取消し)	第三条 (同上)	(証明書の記載事項の変更に係る申請)		合計額が五億円未満のものを除く。)であること。	が百分の二十以上のもの(当該サーバー用の電子計算機等の取得価額の

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って 取得等をした電気通信設備であること等の証明申請書

(本様式は、租税特別措置法第68条の26<u>第1項の規定に基づき、</u><del>に規定する</del> 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人<del>について</del>も使用するものとする。)

(総務大臣) 殿

申請年月日 年 月 日

sb がな 住 が 所な

申請者名(名称及び代表者の氏名を記載することとし、 代表者が自筆で記入したときは、押印を省略 できる。)

(連絡先 電話番号: 担当者: )

長

辺

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等をした電気通信設備が、租税特別措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすことについて証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1 電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の認定年月日及び認定番号 (同法第5条第1項の変更認定を受けた場合は、変更認定年月日及び変更認定番号も併せて記載する。)

認定年月日: 年 月 日

認定番号 : 号

(変更認定年月日: 年 月 日)

(変更認定番号: 号)

- 2 添付書類
  - (1) 平成25年総務省告示第203号様式第二
  - (2) 平成25年総務省告示第203号別表第一に掲げる書類
  - (3) 平成25年総務省告示第203号別表第二に掲げる書類

本申請に係る様式第二の(1)から(3)までに記載した電気通信設備が、電気通信基盤 充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等したものであり、租税特別 措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを 証明します。

第号

年 月 日

(総務大臣記名押印)

## 様式第三(第三条関係)

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って 取得等をした電気通信設備であること等の証明申請書

(本様式は、租税特別措置法第68条の26<u>第1項の規定に基づき、</u>連結親法人 又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人も使用するものとする。)

(総務大臣) 殿

申請年月日 年 月 日

sp がな 住<sub>のが</sub>がな

申請者名(名称及び代表者の氏名を記載することとし、 代表者が自筆で記入したときは、押印を省略 できる。)

(連絡先 電話番号: 担当者: )

長 電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等をした電気 通信設備が、租税特別措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号に掲げる要件を満 たすことについて証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1 変更した箇所

辺

- 2 変更した理由
- 3 当該変更に係る電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の変更認定年月日及び変更 認定番号

変更認定年月日: 年 月 日

変更認定番号 : 号

4 添付書類

(当該変更に係る申請添付書類のみ添付)

本申請に係る様式第二の(1)から(3)までに記載した電気通信設備が、電気通信基盤 充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等したものであり、租税特別 措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを 証明します。

第 号 年 月 日

(総務大臣記名押印)

別表第二(要件を満たす電気通信設備であることを示す添付書類)

		ı		
。) 設備(一から三までに記載した設備を除く四 特定情報通信業の用に供する一の生産等	三 ルーター又はスイッチ	二 非常用電源装置	一サーバー用の電子計算機	区分
2 様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類1 当該設備の仕様を示す書類	2 様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類1 当該設備の仕様を示す書類	2 様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類1 当該設備の仕様を示す書類	3 様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類	添 付 書 類